

年度 市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

法人番号(個人番号は記載不要)

受付印 年 月 日 摂津市長 様	摂津市税条例第41条及び第42条の規定により 年度 市・府民税特別徴収の納期の特例に関する承認を受けたいので申請します。										特別徴収指定番号					
	申 請 者	住所又は 所在地														
		氏名又は法人名 及び 代表者名										担当者の 所属・氏名				
				年 月 から 年 月 まで								円				
特例の承認を受けようとする 期間及び税額				年 月 から 年 月 まで								円				
右欄に申請の日前 6ヶ月間における給 与の支払人員及び 支給額を記入のこと		雇 用 別		常 時						臨 時						
		支給年月()年		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		支 給 人 員		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		支 給 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
この申請書を提出した以前1年以内において特別徴収 税額の納期の特例の取消しの通知を受けたことの有無				有 ・ 無												
本市の徴収金の滞納の有無 滞納のある場合はその事由		有 無		(有りの場合、その事由)												

一住民税特別徴収税額の納期の特例制度について一

- この特例は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である住民税の特別徴収義務者に適用されます。
なお、「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙時期において臨時に雇い入れた者がある場合には、それを除いた人数が10人未満であるということです。
また、労務者を日々雇用することを常態とする業種については、これらの労務者を含めて10人未満であることをいいます。
- この特例の適用を受けようとする場合には、本申請書により申請し、承諾を受けなければなりません。
- この特例の承認を受けた場合の納入期限は、次のとおりです。納期限が土曜日、日曜日、又は祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限となります。

区 分	納 入 期 限
6月から11月までの期間に徴収した特別徴収税額	12月10日
12月から翌年5月までの期間に徴収した特別徴収税額	翌年 6月10日

(注) この特例の適用期間は、承認を受けた日の属する月から当該期間の最終月までです。

なお、この制度はあくまでも納期の特例であって、徴収は従来どおり毎月給与等の支払の際に行わなければなりません。

- この特例の承認を受けた者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- 滞納や著しい納入遅延をしているような場合には、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けた場合でも、滞納や納入が遅延しますと、この特例の承認を取り消されることがあります。
- 特例の申請は、最初の一度のみの申請で次年度に引き継ぎますが、該当事由がなくなり、再度特例の適用を受けようとする場合は申請が必要となります。

この申請に関するお問い合わせは…〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所 総務部市民税課 市民税係
Tel(06)6383-1111(代表) 内線2256~2259 ・(06)6319-1990(直通)